

2000.10.16 理事会

資料 4-1

**JP ドメイン名登録・管理業務の  
民間会社移管に関する計画  
(案)**

2000年10月16日

組織体制検討チーム

1. はじめに	2
2. 移管計画の背景	2
2.1 ドメイン名の商品化	
2.2 社団法人による JP ドメイン名登録・管理業務展開の限界	
3. JP ドメイン名登録・管理業務の民間会社移管	3
3.1 理事会の方針	
3.2 ICANN との契約	
4. 移管計画の骨子	3-4
4.1 段階的移管	
4.2 移管を受ける民間会社の条件	
4.3 新会社の概要	
5. 移管計画の各段階	5-6
5.1 第1段階: 汎用 JP ドメイン名登録業務についての業務代行または業務委託	
5.2 第2段階: 汎用 JP ドメイン名登録・管理業務すべての移管	
5.3 第3段階: 既存ドメイン名登録業務すべての移管	
6. 移管スケジュール(案)	6
7. 本計画の進め方について	7
8. 別表1	8

## 1. はじめに

昨今のインターネット利用者の拡大に伴いドメイン名の商品的価値が発生し、あらゆる場面でさまざまな競争が起こっています。こうした背景の中、単年度会計を採用する公益法人では変化に対応するための資金を内部に蓄積することができないということもあり、中長期的な投資ができないなどの困難に直面することとなりました。このままでは JP ドメイン名の登録・管理業務を円滑に行うことが難しく、社会情勢の変化に対応できる組織作りが急務となっています。理事会としてはこの事態を打開するために、JPNIC 出資による民間会社を設立し、JP ドメイン名の登録・管理業務を当該会社に移管することを考えています。

以下に、本計画の具体的な内容について述べていきます。

## 2. 移管計画の背景

### 2.1 ドメイン名の商品化

インターネットの急速な展開、特に商用利用の劇的な拡大により、いわば「ドメイン名そのものの商品化」が進行しています。また、日本語を含む多言語ドメイン名制度の導入、登録の迅速性や容易性の向上、付随サービスの質という点で、ICANN レジストラや ccTLD レジストリ、gTLD レジストリの間など、あらゆる場面で活発な競争が行われています。当センターは JP ドメイン名の登録・管理を行っていますが、このような状況の中で、競争原理によって商品化されつつあるドメイン名を公益法人がどのように取り扱うべきかということを真剣に検討すべき事態に直面しています。

### 2.2 社団法人による JP ドメイン名登録・管理業務展開の限界

前節の事態において、理事会としては、

- \* 単年度会計を採用する公益法人では、複数年度にわたる、登録件数の変化に対応するためのドメイン名登録管理に必要なシステム更新にかかる資金、体制変更等に備えた資金、および新しいドメイン名業務の開発資金を社団内に蓄積することが困難なこと、
- \* 社会情勢の急速な変化に対応できる、より迅速なドメイン名制度に関する意思決定が必要であること、

など、ドメイン名の登録・管理業務を公益法人が行うには限界が迫りつつあるという認識を持つに至りました。

## 3. JP ドメイン名登録・管理業務の民間会社移管

### 3.1 理事会の方針

これに基づき、理事会としては、JP ドメイン名の登録・管理業務を民間会社に移管することで、.JP というドメイン名空間をより活性化させることにつながり、また、登録者にとっても利便性の向上が期待できると考えています。

### 3.2 ICANN との契約

また、現在、ICANN では、ccTLD と ICANN の間の契約書案を提示していますが、上記方針に基づくと、JP ドメイン名登録業務を行う民間会社が、この契約上の義務を負担する主体となる方がより適切ではないかという考え方もありうると思われま

## 4. 移管計画の骨子

この計画は、以上の認識に基づいた当センターのドメイン名登録・管理業務の民間会社への移管計画の主要な内容を示すものですが、その骨子は以下のとおりです。

### 4.1 段階的移管

民間会社への移管にあたっては、

- \* 既存のドメイン名登録者の立場を配慮しなければならないこと、
- \* .JP 移管について ICANN からの何らかの承認が必要であること、
- \* 移管に伴い、登録者や ISP の混乱を最小限度にとどめる必要があること、
- \* 移管する民間会社の対応力、責任、発展等を、当センターが適切に注視する必要があること、

などの諸事情を考慮すると、段階的な移管措置を取ることが最も適切であると考えられます。

これについては、

- \* 第1段階：汎用 JP ドメイン名登録・管理業務についての業務代行または業務委託
- \* 第2段階：汎用 JP ドメイン名登録・管理業務すべての移管
- \* 第3段階：属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名(以下、既存ドメイン名)登録・管理業務すべての移管

の3つの段階に分けて実施することが、上記の事情に最も柔軟に対応しうる方法であると考えられ、理事会として、この形で移管を進めたいと考えています。

## 4.2 移管を受ける民間会社の条件

上記により、段階的に JP ドメイン名登録業務を移管する受け皿となる民間会社は、当センターの JP ドメイン名登録・管理業務を円滑に承継する会社である必要があります。これを実現するためには、当センターがこの会社に対して相当程度の出資・支援などを行い、当センターの関与のもとで設立することが適切です。しかし、当センターは、公益法人として政府による平成 9 年の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」および平成 10 年の「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」により金銭による出資ではなく、現物出資を行う必要があります。

この事情により、当センターがイニシアティブをとる形で新会社を設立したのち、当センターの現物出資によって新会社の株式の 3 分の 2 を取得し、さらに移管が円滑に行われるように許容される支援を行います。なお、この移管に伴って当センターの業務の縮小が行われるため、新会社の設立・業務開始にあたっては、職員等の移籍、処遇に配慮した措置を行う必要もあります。

このような方法を採用することによって、新会社に対する段階的移管措置が実現できることとなります。

## 4.3 新会社の概要

現在想定される新会社の概要は次のとおりです。

**\* 事業目的：JP ドメイン名登録・管理業務**

上記に関連する代行業務又は委託業務

その他の付随関連業務(なお、新会社の財政基盤を安定させるための新規事業も目的となります)

**\* 資本金：** 設立時 1 億円程度

JPNIC 現物出資後 3 億円程度

なお、設立時の出資者構成については 4.2 で述べた点に配慮した設立出資方法を採用します。また、新会社の業務の安定性に配慮しつつ、将来的には JPNIC の出資比率を段階的に減少することとします。

**\* 従業員等：**新会社については、移籍および出向により JPNIC の職員の知識・経験の活用を図ります。

**\* 設立スケジュール等：**移管スケジュール(案)は、後記 6.を参照してください。

## 5. 移管計画の各段階(別表1参照)

### 5.1 第1段階: 汎用 JP ドメイン名登録業務についての業務代行または業務委託

#### (1)新会社の財務基盤の確保

段階的移管に伴い、新会社に汎用 JP ドメイン名登録・管理業務の代行または委託を行うこととなります。そして、将来的には、JP ドメイン名登録・管理業務のすべてを移管することが前提であり、かつ、2.2 で述べた資金等の確保の必要性からみれば、新会社は、汎用 JP ドメイン名登録・管理業務の代行又は委託業務によって、財務基盤を確立する必要があります。このことに照らし、上記の代行又は委託を行う際には、当センターは新会社の財務基盤を確立する方向での契約内容を決定することが必要です。

#### (2)汎用 JP ドメイン名登録申請者および取次事業者との関係

新会社が、汎用 JP ドメイン名登録業務の代行または受託を行うために、汎用 JP ドメイン名に関連する規則等の調整を行い、登録申請者および取次事業者との関係を規定する必要があります。

#### (3)周知

上記(1)(2)に関連して、汎用 JP ドメイン名の登録希望者、当センター会員、DRP 関係者や、汎用 JP ドメイン名の優先登録裁定に関するパネル(設置予定)等に対して、迅速かつ適切な周知を行う必要があります。

### 5.2 第2段階: 汎用 JP ドメイン名登録・管理業務すべての移管

#### (1)ICANN からの承認

新会社に汎用 JP ドメイン名登録・管理業務のすべてを移管するためには、当センターと新会社との間でこの計画案に基づき、移管に関わる合意を行い、それに関する何らかの承認を ICANN から得ることが必要です。

#### (2)汎用 JP ドメイン名・取次事業者との関係

汎用 JP ドメイン名登録業務のすべてを新会社に移管するためには、当センターと登録者との契約関係や、取次事業者との契約関係を新会社が承継する必要があります。これについては法律上の手続き(債権譲渡手続)を経ることも考えられますが、これに要する経費・事務負担などを考慮すると、上記 5.1(2) の処置の中で、より簡便な方法により、新会社が登録者や取次事業者との関係を承継できる方法を採用することが望まれます。

### 5.3 第3段階: 既存ドメイン名登録業務すべての移管

#### (1) 既存ドメイン名登録業務移管までの手続き

登録者との契約関係や、取次事業者との契約関係を新会社が承継するために、法律上の手続きに従って移管を進めていく必要があります。また、当センターの諸制度についても、既存ドメイン名登録業務を当センター自身で行うことを前提にしたものであり、移管後に備え、これらの制度の見直しをすることも必要になります。したがって、既存ドメイン名については、登録者の理解や整備の進捗状況に配慮した移管スケジュールを実施する必要があります。

#### (2) 移管後の当センターの事業等

新会社に対する JP ドメイン名登録業務の完全移管が完了した場合には、当センターは、IP アドレス割り当ておよび割り振り業務を中心とするインターネットの資源管理を行い、定款所定のその他事業目的を行う社団法人になります。

## 6. 移管スケジュール(案)

以上に述べたように、この計画に基づく JP ドメイン名登録業務の新会社移管に関するスケジュールについては ICANN との合意、既存ドメイン名登録業務の移管等の流動的な要素があります。しかしながら、理事会としては、この移管が円滑・迅速に進むことが JP 空間の更なる発展に寄与すると考えており、概ね次のスケジュールに基づく移管を実施したいと考えております。

2000/10/16	理事会	本計画案承認
2000/10/27	会員説明会	会員に対する計画案説明
2000/11/02	総会	本計画承認
2000/11/02	理事会	現物出資に関する承認
2000/11/上旬		新会社設立・当センターの現物出資 手続き開始
2000/11/22	理事会	業務代行契約等の関連事項の承認 関連補正予算案承認
2000/12/07	総会	計画実施状況報告 関連補正予算承認
2001/01/22	汎用 JP ドメイン名登録 開始	新会社による業務代行・委託業務(または 完全移管業務)の開始
2001/03/末		(新会社に対する汎用 JP ドメイン名登録・ 管理業務完全移管)
2002/03/末	既存ドメイン名登録・ 管理業務移管	

## 7. 本計画の進め方について

この計画を実行するためには、多くの関係者・団体との協議や、契約書・計画書などの作成を必要としております。理事会としては、この計画に依拠して、移管を実施する細目を決定したいと考えております。この細目には、新会社の事業計画や汎用 JP ドメイン名登録業務代行・委託契約の作成、実施スケジュールの細目確定、これらのに関する調整も含むこととなります。理事会としては、総会におきまして、この計画に依拠した細目や調整の決定を理事会に一任いただけますようお願い致します。

以上

